

東 広 島 市

ファミリー・サポート・センター

活動の手引き

目 次

ファミリー・サポート・センターとは	1
会員	2
活動の内容	2
会員登録から活動までの流れ	3
利用料金の基準	4
利用料金の助成制度	5
安全・安心な活動のために	6
活動を継続するために	7
補償保険制度	8
会則	10

ファミリー・サポート・センターとは

かつて子どもたちは親だけでなく、祖父母や近所のおじさんおばさんたちに見守られながら育ちました。保育所などで応じきれないところは、祖父母や地域の人々に助けてもらえました。

東広島市は、転入してこられる子育て世代が多く、そのため実家が遠方で近くに頼れる人がいないという親の実状があります。このような核家族化に加えて、共働き・ひとり親世帯の増加と就労形態の多様化や勤務時間の長時間化により、従来の保育・児童サービスでは子育て支援は必ずしも十分ではありません。

さらに地域社会のつながりの低下、人間関係の希薄化により、地域の中で孤立しがちな親を支援するニーズが増大しています。こうしたニーズに応え、東広島市ファミリー・サポート・センターが平成19年7月に発足しました。

東広島市ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）の橋渡しを行い、地域におけるお互いさまの温かい気持ちで子育てを支え合う、東広島市直営の会員組織です。

依頼会員は、提供会員のボランティアとしての意思に感謝して尊重し、それをおろそかにするような行為は慎まなければなりません。報酬も援助に対するお礼の気持ちです。

一方提供会員は、善意でサポートしている活動であっても、報酬を受ける活動である以上、責任をもって活動していただく必要があります。

この会員組織では、地域の子育て支援の重要な拠点として、かつて地域で見られた子育てについて市民同士の助け合いの心が育ち、社会全体で子どもを育てる意識が高まるよう活動していきます。

会 員

会員になるには、センターの趣旨を理解した上で、入会登録手続きを行う必要があります。

提供会員

- 東広島市内に居住している人。
- 心身ともに健康で、援助活動に理解と熱意がある満20歳以上の人。
- センターが実施する研修を受講した者とする。
- 緊急救命講習及び事故防止に関する講習を少なくとも5年に1回受講すること。

依頼会員

- 東広島市内に居住又は勤務している人。
- 原則として0歳児から小学校6年生までの児童の保護者。(母子健康手帳を所持している妊婦は事前申込が可能です。)(小学校卒業時に自動退会処理を行います。)

両方会員

- 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができます。

活動の内容

- 保育所、幼稚園、小学校等まで子どもを送迎すること。
- 保育所、幼稚園、小学校等の開始時間前又は終了時間後に子どもを預かること。
- 放課後又はいきいき子どもクラブ終了後、子どもを預かること。
- 他の子どもの学校行事や保護者の用事、リフレッシュのときなどに子どもを預かること。
- その他会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

※ 子どもを預かる場所は、原則として提供会員の自宅としますが、地域子育て支援センター等でも可能です。

※ 活動は、早朝、夜間にわたることもありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。

会員登録から活動までの流れ



①会員登録

◆センターの趣旨を理解した上で入会申込書をセンターに提出し、会員登録を行います。

※提供会員は、提供会員事前研修の受講が必須となります。

②マッチング(顔合わせ)

◆アドバイザーは、依頼会員の登録情報をもとに活動可能な提供会員を紹介し、互いの理解を深めるため、事前打ち合わせの場を設けます。

◆依頼会員と提供会員は、援助内容、子どもの状況、保育施設の確認等、安心安全な活動を行うために、十分に話し合います。

◆アドバイザーはその場に立ち会い、双方の合意が得られた場合は、活動のための組み合わせとして記録します。

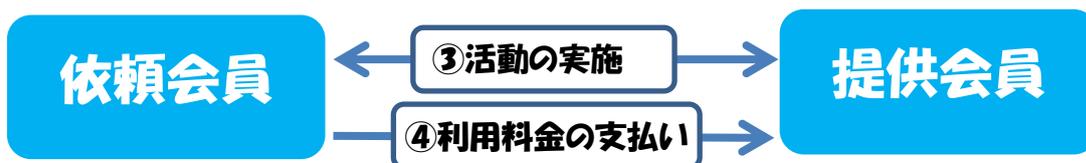
※ アドバイザーは依頼会員に提供会員を推薦しますが、会員相互の了解がなければ、活動の実施に至ることはありません。

活動日の通知(実際に活動を依頼したら・・・)

◆依頼会員は、マッチングが成立した提供会員へ活動を直接依頼します。提供会員の了解が得られたら、活動の前に、センターへ活動日時・提供会員等を通知します。★ファミサポ公式LINEが使えます。

◆事前通知した内容と実際の活動が異なるものとなった場合やキャンセルする場合は、キャンセルする会員が相手とセンターに速やかに連絡してください。

(依頼会員による依頼当日の取り消しや無断の取り消しには提供会員へのキャンセル料が発生します。)



③活動の実施

④利用料金の支払い

◆提供会員は、活動が終了したら「援助活動の報告」を記入し、依頼会員の署名をもらいます。

◆依頼会員は、報酬や実費を提供会員に直接支払います。

◆提供会員は、1カ月分の活動についてその翌月の5日（休館日の場合はその翌開館日）までに活動報告書（センター控用）をセンターへ提出します。

利用料金の基準

活動時間		1時間（1人あたり）あたりの報酬
①	月曜日～金曜日 (7:00～19:00)	600 円
②	①の上記時間以外	700 円
③	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	700 円
④	12月29日から翌年の1月3日までの日(③に掲げる日を除く。)	700 円

- 1人の依頼会員が複数の子どもを同時に預ける場合は、2人目から半額とします。（きょうだいの利用時間の開始または終了時間が異なる場合は、利用時間が長い方を基準とします。）
- 活動の時間は、次のとおり算定します。
 - 子どもを家庭等で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから依頼会員に引き渡したときまで
 - 保育施設等の送迎は、提供会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から子どもを預かったときから依頼会員に引き渡したときまで
- 最初の1時間まではそれに満たない場合でも1時間とします。
- 時間を延長したときは、30分以下の場合は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間の金額とします。

■ 時間帯が①と②にまたがる場合は、上記の報酬の計算方法とは別に、以下の(1)(2)の手順により算出します。

(1) まず、すべての活動を①の時間帯に行ったと仮定して報酬を計算します。

(2) 次に、実際の活動時間のうち、②の時間帯に行った時間について、1時間あたり100円を(1)で計算した報酬に加算します。

〔 端数の処理：30分以下の場合 50円加算
30分を超えた場合 100円加算 〕

依頼の取り消しについて

依頼会員が依頼の取り消しを行った場合は、次のとおりキャンセル料が発生します。

取り消し時点	キャンセル料
活動前日までの取り消し	無料
活動開始予定時刻までの取り消し	P4「利用料金の基準」により算定された報酬額の半額（上限1時間分とする）
無断取り消し	全額

※自然災害、警報の発令など予期できない理由により、やむを得ず依頼の取り消しを行った場合、上記に関わらず、キャンセル料は発生しません。

「やむを得ず依頼の取り消しを行った場合」の例

- ・会員が住む地域に避難指示が発令された場合
- ・会員が住む地域に警報等が発令され、休校等で子のお迎え時間に変更が生じた場合
- ・公共交通機関の運休等で早期に帰宅できるなどの理由により、活動を依頼しなくてもよくなった場合

依頼会員の実費負担について

交通費、食事・おやつ代等については依頼会員が実費を支払います。

送迎に自家用車を利用する場合は、チャイルドシートのことなどについて、話し合いの上責任を持って活動してください。

利用料金の助成制度

次のいずれかに該当される場合、ファミリー・サポート・センターの利用料金の半額を助成します。（助成上限月額15,000円）

対象者

- 児童扶養手当を受給している方
- 生活保護を受給している世帯の方
- すべての世帯員の市町村民税が非課税の方

- 同じ世帯にダブルケア（育児と介護）をしている人がいる方
- 同じ世帯に障害のある人がいる方

申請方法

活動の翌月以降に、「援助活動の報告」（依頼会員控）と「助成金交付申請書」をファミリー・サポート・センターまたはこども家庭課に提出。

詳細はお問合せください。ホームページはこちら。→



安全・安心な活動のために

● 安全への対応

子どもの事故は、ちょっとした気配りで防ぐことができます。会員一人ひとりが十分注意を払って、安全に活動してください。

子どもから目を離さないで！

子どもは大人が考えていないような行動をすることがあります。決して、目を離さないようにしましょう。

子どもの目線でもう一度確認を！

子どもの手の届くところに危険なものやたばこ、ポットなどを置いていませんか。また、誤飲につながる小物や薬品なども置いていませんか。子どもの目線になってもう一度確認しましょう。

家の中で事故の起こりやすいところはないですか！

階段、ドア、風呂場、台所、ベランダなど、常に安全に気を配り事故が起こらないように、活動前は必ず安全チェックリストでまわりの環境を確認しましょう。

● 病気やけがへの対応

活動中に預かっている子どもが急に熱を出したり、けがをするなどの異常が認められたときは、まず提供会員自身が落ち着いて行動しましょう。

①依頼会員に連絡する。

子どもの様子や状況をできるだけ詳しく説明してください。落ち着いて、順序よく伝えましょう。

②依頼会員の指示を受ける。

緊急を要する場合でなければ、まず依頼会員と相談し、対応しましょう。

依頼会員は必要な指示をわかりやすく伝えてください。

独自の判断で投薬や、医療機関の受診はさせないでください。

③緊急を要するけがや病気の場合は、119番へ通報。

救急車が来るまでの手当ての方法を聞き、それに従ってください。医療機関

へ連れて行く際は、必ず事前打ち合わせ票を持参してください。

④センターに連絡する。

保険の手続きを行う必要上、病気やけがへの対応が済み次第、センターへ報告してください。

活動を継続するために

ファミリー・サポート・センターは、会員間の互助活動で成り立つものです。ファミリー・サポート・センターというコミュニティの一員、仲間であるという意識を持って、会員同士が礼儀と節度をわきまえ、活動しましょう。

以下には、センターを円滑に運営していくため、会員どうしの良好な関係を保つため、特に気をつけてほしいことを挙げています。

依頼会員 提供会員

- 東広島市ファミリー・サポート・センターの活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- お互いのプライバシーを守りましょう。
- 事前打ち合わせを十分に行い、お互いの理解のもとに活動しましょう。
- 会員どうしで解決できないことは、センターに相談しましょう。
- 住所、電話番号など、登録内容に変更があったときは、センターに連絡してください。

依頼会員

- マッチングで依頼した内容以外の活動は頼まないでください。
- 少しでも気になることがあれば、事前に提供会員に伝え、トラブルや事故を未然に防ぐようにしましょう。
- 依頼する当日は、子どもの健康状態を十分に把握し、提供会員に伝えましょう。
- 活動終了後、定められた利用料金を提供会員に渡してください。
- おやつや食事が必要な場合は、十分打ち合わせをしてください。
- 退会希望の場合は、提供会員の個人情報に記載された書類とともに、「退会届」をセンターに提出してください。

提供会員

- 活動中に事故が生じた場合は、速やかに保護者とセンターに連絡してください。
- 活動終了後は、活動報告書を作成し、センターに提出してください。
- 活動中は会員証を常に携帯し、身分を証明する必要があるときは、提示してください。
- 退会希望の場合は、「会員証」や依頼会員の個人情報が記載された「事前打ち合わせ票」などとともに「退会届」をセンターに提出してください。

補償保険制度

補償保険の目的

会員間での解決を基本原則としますが、会員相互の万一の事故に備えて、会員は補償保険に一括して加入します。保険は、「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」の4つからなり、保険料はセンターが負担します。

サービス提供会員傷害保険

提供会員が、活動中又は活動のため自宅と依頼会員宅や保育所などへの往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償します。（天災及び熱中症による場合を含む）

事由	保険金額（補償額）	保険金を支払う場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により 500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院 (1日あたり)	3,000円	事故日より180日を限度
手術	3,000円×所定倍率 (10または5倍)	事故日より180日以内で1回を限度
通院 (1日あたり)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

賠償責任保険

提供会員が、活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センター若しくはサービス提供会員が負担する賠償金等を補償します。

事由	支払限度額（補償額）
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円
初期対応費用	1,000万円
見舞金・見舞品	10万円
訴訟対応費用	1,000万円
現金盗難	10万円

- ※ 自動車で送迎をしてけがをした場合は、「サービス提供会員傷害保険」と「依頼子供傷害保険」は適用されますが、「賠償責任保険」は適用されません。
- ※ 依頼会員の子どもが、提供会員宅の財物を破損したり、提供会員の子どもにけがをさせた場合など、提供会員に対し、30,000円を限度にお見舞金を支払う「お見舞金制度」もあります。

依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、活動中に事故を被った場合、提供会員の過失の有無に関わらず補償します。(天災及び熱中症による場合を含む)

事由	保険金額 (補償額)	保険金を支払う場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により 300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院 (1日あたり)	3,000円	事故日より180日を限度
手術	3,000円×所定倍率 (10または5倍)	事故日より180日以内で1回を限度
通院 (1日あたり)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

※ 依頼会員は、活動前に必ずセンターへ「依頼通知」を行ってください。センターへ事前に連絡のない活動には保険は適用されません。

研修・会合保険

会員が、研修会や講習会等、または事前打ち合わせ（マッチング）に参加している間および自宅と会場の往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、補償します。

事由	保険金額 (補償額)	保険金を支払う場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により 500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院 (1日あたり)	3,800円	事故日より180日を限度
手術	3,800円×所定倍率 (10または5倍)	事故日より180日以内で1回を限度
通院 (1日あたり)	2,300円	事故日より180日以内で90日分を限度

※ 各保険の詳細については、センターへお問合せください。

東広島市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、東広島市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、その事務所を東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 1階に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）からなる会員組織を設立し、会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）を行うファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）を実施することにより、仕事と子育ての両立や地域における子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務に関すること。
- (2) 相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員の相互援助活動についての研修会等に関すること。
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) その他事業の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(アドバイザー等)

第5条 この事業を実施するためセンターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、前条に掲げる事業のほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員間のトラブルへの助言に関すること。

(2) センターの経理事務等の業務運営に関すること。

3 アドバイザーは、相互援助活動の円滑な調整を図るため、会員を複数のグループに分け、その世話役としてサブ・リーダーを選任し、相互援助活動の調整を行わせることができる。

4 センターを代表し、センターの業務を統括するセンター長を置くものとし、こども家庭課長をもって充てる。

(会員)

第6条 会員は、市内に居住又は勤務している者であって、事業の趣旨を理解した次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 提供会員にあつては、心身ともに健康で、相互援助活動に理解と熱意を有する満20歳以上の者で、原則として、センターの実施する研修を受講した者とする。ただし、センターが同様の研修を終了したと認めるものについては、この限りでない。

(2) 依頼会員にあつては、原則として0歳児から小学校6年生までの児童の保護者とする。

(3) 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

(会員の責務等)

第7条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 会員は、信義に基づき誠実に相互援助活動を行うものとする。

(2) 会員は、相互援助活動により知り得た他の会員に関する秘密を他人に漏らしてはならない。退会後もまた同様とする。

(3) 援助活動を通じて営利活動及び宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

(4) 会員は、相互援助活動中に生じた事故による損害について、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決するものとする。

(5) 会員は、一般財団法人女性労働協会を保険契約者とするファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 定期的に研修を受講するなどして資質向上に努めなければならない。

(2) 援助活動中は会員証を携帯しなければならない。

(3) 援助活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。

(4) 援助活動中の子どもに異常を認めるときは、依頼会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(入会)

- 第8条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 センターは、前項の承認を受けた提供会員に対し、会員証を発行する。
 - 3 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、すみやかに届け出なければならない。

(退会)

- 第9条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。
- 2 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとセンターが認めたときは、退会させることができるものとする。
 - 3 提供会員は、退会に際して、第8条第2項により発行された会員証をセンターに返還しなければならない。
 - 4 最終活動日から2年間活動がない75歳以上の提供会員は、退会させることができるものとする。

(相互援助活動の内容)

- 第10条 会員が行う相互援助活動の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 保育所、幼稚園、小学校等(以下「保育所等」という。)まで子どもを送迎すること。
 - (2) 保育所等の開始時間前又は終了時間後に子どもを預かること。
 - (3) 放課後又はいきいき子どもクラブ終了後、子どもを預かること。
 - (4) 子どもの病気等その他の事由がある場合において、臨時的に終日子どもを預かること。
 - (5) その他会員の育児のために必要な援助を行うこと。
- 2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。
 - 3 宿泊を伴う相互援助活動は、特別な事情がある場合を除き、原則として行わないこととする。

(相互援助活動の実施方法)

- 第11条 会員は、相互援助を必要とする場合には、センターに対して援助の依頼申込をするものとする。
- 2 依頼会員から相互援助の申込みを受けたセンターは、相互援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡する。
 - 3 依頼会員は、前項の規定による依頼内容以外の相互援助を提供会員に求めてはならない。
 - 4 依頼会員は、援助の内容等について、提供会員と事前打合せを行う。ただし、子どもの病気等その他の事由がある場合で打合せをする必要がないとセンターが認める場合については、この限りでない。
 - 5 依頼会員は、相互援助活動について事前にセンターへ報告するものとする。
 - 6 提供会員は、相互援助実施後、活動内容を記録し、依頼会員の確認を受けなければならない。
 - 7 提供会員は、前項の活動記録を翌月5日(センターの休館日の場合はその翌開館日)までにセンターへ報告するものとする。

(報酬)

- 第12条 依頼会員は、提供会員に対し、相互援助活動終了後センターが別に定める利用料金の基準に従って報酬を支払うものとする。

(委任)

- 第13条 この会則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項はセンターが別に定める。

付 則

この会則は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

東広島市ファミリー・サポート・センター報酬に関する基準

1 利用料金の基準について

- (1) 東広島市ファミリー・サポート・センター会則第12条に係る報酬の基準を次のように定める。

活動時間	1時間（1人あたり）あたりの報酬
① 月曜日～金曜日（7:00～19:00）	600 円
② ①の上記時間以外	700 円
③ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	
④ 12月29日から翌年の1月3日までの日 （③に掲げる日を除く。）	

- (2) 1人の依頼会員が複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額とする。

2 相互援助活動時間の算定について

- (1) 相互援助活動の時間は、次のとおり算定する。

- ア 子どもを家庭等で預かる場合 提供会員が子どもを預かったときから依頼会員に引き渡したときまで
イ 保育施設等の送迎 提供会員が子どもを預かったときから保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から子どもを預かったときから依頼会員に引き渡したときまで

- (2) 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
(3) 時間を延長したときは、30分以下の場合上記1の半額とし、30分を超え1時間までは1時間の金額とする。

3 依頼の取り消しについて

依頼の取り消しについては、次のとおり依頼会員が支払う。

取り消し時点	金額
相互援助活動前日までの取り消し	無料
相互援助活動開始予定時刻までの取り消し	上記基準により算定された報酬額の半額 (上限1時間分とする)
無断取り消し	全額

4 依頼会員の実費負担について

- (1) 交通費、食事・おやつ代等については依頼会員が実費を支払う。
(2) 送迎の実費は、依頼会員が支払う。送迎に自家用車を利用する場合は、チャイルドシートなどについて、話し合いの上責任を持って活動することとする。

5 その他

午前7時又は午後7時をまたいで活動する場合の報酬は、すべての活動を上記1(1)①の時間帯に行ったと仮定して1及び2に従って報酬を計算し、次に実際の活動時間のうち、②、③及び④の時間帯に行った活動について、1時間あたり100円(1時間未満の端数については、2の(3)を準用する。)を加算して算出する。

東広島市ファミリー・サポート・センター提供会員資格に関する基準

東広島市ファミリー・サポート・センター会則第6条において、センターが実施する研修と同様の研修を修了したものと認めるものは、下表の左欄「研修の内容」ごとに定める右欄「免除される資格等」に該当するものとする。

研修の内容	免除される資格等
ファミリー・サポート・センターについて	—
提供会員としての心構え	—
子どもの心と身体の発達 / 子どもの病気・事故予防	保健師・助産師・看護師・保育士・幼稚園教諭
応急処置（救急法）	今年度及び過去2箇年度の救急法受講者 看護師・保健師・助産師・医師
子どもの食事	保健師・看護師・助産師・保育士・幼稚園教諭・栄養士
子どもの遊び	保健師・助産師・看護師・保育士・幼稚園教諭・学校教諭・臨床心理士・ファミリー・サポート・センターと同様の活動を他団体等で現在行っているもの

個人情報保護に関する基本方針

東広島市ファミリー・サポート・センターの個人情報保護に関する基本方針

東広島市ファミリー・サポート・センター
代表者 ファミリー・サポート・センター長（こども家庭課長）

当センターは、ファミリー・サポート・センター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通してみなさまから個人情報をご提供いただいております。

ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

(1) 個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、東広島市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、東広島市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

(3) 個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規定等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

(4) 個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（事故の安否情報の確認）

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（児童虐待情報など）

④国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（犯罪捜査の協力等）

⑤小学校・他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するとき。

様式 1

東広島市ファミリー・サポート・センター
 入会申込書（会員票）

写真
 (保護者)
 (縦3cm×横2.4cm)
 無い場合はこちら
 で撮影します。
 画像をメール添付
 での提出でも可。

東広島市ファミリー・サポート・センター 様
 年 月 日

次のとおり東広島市ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。
 また、下記個人情報は裏面による目的のために提供利用することに同意します。

会員種類	1 依頼会員	2 提供会員	3 両方会員	(いずれかに○印をつけてください。)		
ふりがな			生年月日 (西暦)	年 月 日	1 常勤	2 パートタイム
氏名 (保護者)				() 歳	職業	3 自営業
自宅住所	〒		同居家族	① 配偶者 有 ・ 無 [別居 (単身赴任・その他)]		
携帯番号				② 子ども () 人		
電話番号				③ その他家族 () 人		
FAX番号				続柄 ()		
メールアドレス						
ペット	飼っている (室内・室外) (種類) ・ 飼っていない					
勤務先名称			緊急連絡先	名前		
勤務先住所 (地名、町名)				会員からみた続柄 ()		
勤務先電話番号				電話番号		

※依頼会員又は両方会員を希望する方がご記入ください。

子どもの状況	ふりがな	生年月日 (西暦)	性別	保育園・幼稚園 ・学校等の名称	かかりつけ医療機関	特記事項 (アレルギー・障害等)
		子どもの氏名		男・女		
			男・女			
			男・女			
			男・女			

※ない場合は「なし」と記入

※依頼会員を希望する方がご記入ください。

希望事項	どのような活動を希望するか具体的にご記入ください。
例) ・ 毎週△曜□□時に○○保育所へ迎えに行き、ピアノの習い事へ送ってほしい。 ・ 提供会員の自宅で、週1回10時～12時まで預かってほしい。 ・ 提供会員の都合がつく時に子どもを預かってほしい。	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<input type="checkbox"/> 安心のため登録だけしたい	

事務局記載欄 本人様確認 年 月 日 確認

免・保・マイナンバー

※提供会員又は両方会員を希望する方がご記入ください。

資 格 等	1 保育士	2 幼稚園教諭	活動可能な時間帯 (○をつけてください)					
	3 保健師	4 助産師	早朝	午前中	日中	夕方	夜間	要相談
	5 看護師	6 学校教諭	平日					
	7 日常会話が可能な外国語 ()		土日祝					
子育て支援 に関する 活動状況	・現在行っていない ・現在行っている (団体名)		特記事項					
預かり場所	自宅・依頼会員宅・支援センター							
車での送迎	可・不可	訪問 マッチング	可・不可					
ペット	飼っている (室内・室外) (種類)		・ 飼っていない					
アレルギー	ある ()		・ ない ※家族のアレルギーも記入					

東広島市ファミリー・サポート・センターの個人情報保護に関する基本方針

東広島市ファミリー・サポート・センター

代表者 ファミリー・サポート・センター長 (こども家庭課長)

当センターは、ファミリー・サポート・センター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通してみなさまから個人情報をご提供いただいております。

ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

(1) 個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、東広島市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、東広島市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

(3) 個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規定等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

(4) 個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (事故の安否情報の確認)

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (児童虐待情報など)

④国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (犯罪捜査の協力等)

⑤小学校・他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するとき。

事務局記載欄

会員番号		会員登録日	年 月 日	退会日	年 月 日
------	--	-------	-------	-----	-------

様式 2

	東広島市 ファミリー・サポート・センター 会 員 証
	会員番号.....
	氏 名..... 年 月 日生
上記の者は、東広島市ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。	
年 月 日 東広島市ファミリー・サポート・センター 東 広 島 市 長	印
〔 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 1 階 〕 TEL (082) 493-6072 FAX (082) 424-3841	

注 意 事 項
1 援助の依頼及び提供はセンターを通して行ってください。
2 相互援助活動中は必ずこの会員証を携帯してください。
3 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはいけません。
4 その他相互援助活動の実施や報酬の授受については、センターの会則に従って行ってください。
5 相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。
6 相互援助活動中に事故等が発生した時は、速やかにセンターへ連絡してください。
7 この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちにセンターへ連絡してください。
8 この会員証を他人に貸したり又は譲渡したりしないでください。
9 退会するときは、必ず会員証をお返してください。

様式 3

退 会 届

年 月 日

東広島市ファミリー・サポート・センター 様

会員番号.....
氏 名.....
生年月日.....

私は、次の理由により、東広島市ファミリー・サポート・センターを退会したいので、届け出ます。

- 1 退会理由
 - 1 東広島市から市外へ転出するため
 - 2 援助ができなくなったため
 - 3 その他 ()
- 2 退会期日 年 月 日
- 3 添付書類等
 - ・会員証 (提供会員のみ)
 - ・提供会員・依頼会員の個人情報が記載された事前打ち合わせ票などの書類

事前打ち合わせ票

記入 年 月 日

依頼会員番号		依頼会員氏名	
依頼内容	<input type="checkbox"/> 預かり <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> その他	内容 (例) ○○保育所へ迎えに行き、習い事へ送り届けてほしい。	
住 所	〒		
緊急連絡先①	名前・会社		電話番号
緊急連絡先②	名前・会社		電話番号
ふりがな		生年月日	年 月 日
子どもの氏名	男・女	年齢	(才 カ月) ※マッチング時
保育園、幼稚園 学校名			
既 往 歴	突発性発疹・はしか 水ぼうそう・おたふくかぜ その他 ()	かかりつけ 医療機関名	電話番号
	アレルギー <input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし		
食事・おやつ (時間、量等)			
睡 眠 (時間、昼寝等)		排 泄 (おむつ)	
好きな遊び キャラクター等			
特記事項 (くせ、好み、 特に気になる こと等)	※援助にあたって伝えておく必要のあることをもれなく記入してください。 平熱 (度 分)		

〈記入上の注意〉

- ・依頼会員が記入し、事前打ち合わせの時に持参してください。
- ・緊急連絡先は必ず連絡がつくように2箇所記入してください。
- ・最近の健康状態として、きげん、熱、便の状態、けがをしている等、いつもと違うことがあれば、活動前に提供会員に知らせておく必要があります。
- ・子どもの状況等について、依頼会員と提供会員の間で十分打ち合わせを行ってください。

マッチング日 ・	提供 会員	会員番号 氏名	住所	TEL 番号
-------------	----------	------------	----	--------

▶ 提供会員さんへ

- ・「事前打ち合わせ票」は個人情報ですので、責任を持って保管してください。
- ・援助活動ができなくなった場合は、その旨依頼会員に連絡の上「事前打ち合わせ票」をファミリー・サポート・センターに返却してください。

▶ 依頼会員さんへ

【依頼日の事前通知】

活動を依頼する時は、まず提供会員へ連絡してください。

その後、センターへ下記の内容を、ファミサポ公式LINE、電話（開所時間以外は留守番電話あり）、FAX、またはメールで連絡してください。

- ・活動の日時（定期的な依頼でいつも決まった時間ではない場合は、おおよその時間）
- ・提供会員のお名前
- ・依頼すること
- ・依頼の内容（保育所のお迎えと預かり、いきいきにお迎えに行き習い事にする、等）

※必ず連絡してください。活動の前にセンターへ連絡がない場合、補償保険が適用されません。

【次の場合は連絡をしてください】

- ・「今後活動ができなくなる」と提供会員から言われ、新しい提供会員の紹介が必要な時→ファミサポへ
- ・依頼の必要なくなった時→提供会員へ（ペア解消）

▶ ペアのお二人へ

【依頼のキャンセル】

依頼をキャンセルする場合は相手に連絡した後、キャンセルした方がセンターへも連絡してください。

【マッチングペアの有効期限】

マッチング後3ヵ月間に一度も活動がなかった場合は、下記の期限をもって一旦マッチングを解消します。

マッチングペア 有効期限 年 月 日

(一度でも活動があった場合は、最終活動日から6ヶ月が経過した日が期限となります。)

※会員同士で解決できないことや気になることがあれば、センターに相談してください。

※個人情報は、援助活動以外（営利活動、宗教活動、政治活動等）には使用しないでください。

	東広島市ファミリー・サポート・センター	
	開所時間/10:00~17:00 閉所日/日曜日・祝日・年末年始	
	TEL 082-493-6072	
	FAX 082-424-3841	
	MAIL hghfsc@city.higashihiroshima.hiroshima.jp	



事前打ち合わせメモ

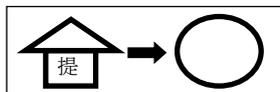
- 準備物
- 当日キャンセル
- 利用時間の考え方
- 利用料金のやり取り
- マッチング有効期限
- 提供会員の情報の取扱い
- 保険適用の条件
- その他

ガソリン代の流れ～提供会員が目的を達成するまで～

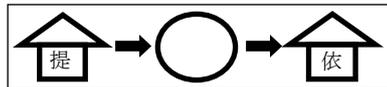
- 迎え後、提供会員宅で預かり



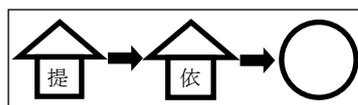
- 目的地へ送り(*帰りはボランティア)



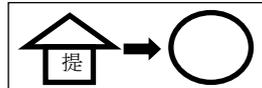
- 目的地から(依)宅へ送り(*帰りはボランティア)



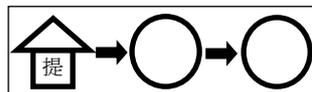
- (依)宅へ迎え後、目的地へ送り(*帰りはボランティア)



- 支援センター等の施設で待ち合わせた後、施設で預かり(*帰りはボランティア)



- 保・幼・いきいきへ迎え後、目的地(習い事等)へ送り(*帰りはボランティア)



〈東広島市ファミリー・サポート・センター〉

開所時間／10：00～17：00 休所日／日曜・祝日・年末年始
〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 1階
TEL：082-493-6072 FAX：082-424-3841
メール：hghfsc@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

東広島市ファミリー・サポート・センター
援助活動の報告 (依頼会員控用 / 提供会員控用 / センター控用)

1 援助活動実施日時 年 月 日 ()

子どもの名前	年齢	時間
(1)	歳 月	: ~ : (時間 分)
(2)	歳 月	: ~ : (時間 分)
(3)	歳 月	: ~ : (時間 分)

2 援助活動の内容

時刻	事項	子どもの様子など

※ 事項欄には、来宅、保育所等への送迎、食事（おやつ、ミルクなど）、排泄、睡眠、遊び、帰宅等を記入してください。

3 報酬等

区 分	金 額	備 考
報 酬	(内訳) (1) 円 × 時間 = 円 (2) 円 × 時間 = 円 (3) 円 × 時間 = 円	
交 通 費	円	
その他実費等	円	
キャンセル料	円	
合 計	円	

〔提供会員〕上記のとおり援助活動を実施し、報酬等を受領したので、報告します。

会員番号 () 氏名 _____

〔依頼会員〕上記について確認しました。

会員番号 () 氏名 _____

* 提供会員は、活動した月の翌月 5 日までにセンター控用をファミリー・サポート・センターに提出してください。

援助活動の報告 (10 回分) (依頼会員控用 / 提供会員控用 / センター控用)

() 月分 お子さんの名前 _____

依頼日 (曜日)	援助内容 (送迎先)	時 間	キャンセル (キャンセル料)	報酬	交通費 実費	小計
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
()		(: 時間 ~ : 分)	事前・当日 気象警報等 (円)	円	円	円
					合計	円

※当日キャンセル料は、依頼を受けていた時間の半額(最大1時間分)。無断取り消しは全額。
ただし、気象警報発令等の当日キャンセル料は無料。

子どもさんの様子、初回交通費・実費の内訳などを自由に記入してください。

備考:

[提供会員]上記のとおり援助活動を実施し、報酬等を受領したので、報告します。

会員番号 () 氏 名 _____

[依頼会員]上記について確認しました。

会員番号 () 氏 名 _____

* 活動した月の翌月5日までにファミリー・サポート・センターに提出してください。提出方法(メール・持参・FAX)

東広島市ファミリー・サポート・センター
 TEL(082)493-6072
 FAX(082)424-3841
 MAIL hghfsc@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

* 提供会員は、活動した月の翌月5日までにセンター控用をファミリー・サポート・センターに提出してください。





東広島市ファミリー・サポート・センター 活動の手引き

平成19年8月

平成23年9月改訂

平成28年4月改訂

平成30年12月改訂

平成31年3月改訂

令和2年3月改訂

令和3年4月改訂

令和4年4月改訂

令和5年4月改訂

東広島市ファミリー・サポート・センター

TEL (082)493-6072 FAX (082)424-3841

MAIL hghfsc@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6

サンスクエア東広島 1階

子育て・障害総合支援センター内

開所日・時間／月～土曜日 午前10時～午後5時

休所日 日曜日、祝日、年末年始

